

卸売市場調査研究助成事業実施要領

平成23年11月22日制定

平成24年8月1日一部改正

第1. 事業の内容

本事業は、社団法人全国青果卸売市場協会（以下、「全青協」という。）の会員が実施する卸売市場の活性化等に関する委員会、検討会、研究会、及び会員傘下の卸売市場の役職員の資質の向上を目的として行う勉強会、研修会、講演会、並びに消費者等を対象として行う講習会、イベント等（以下、「対象事業」という。）に要する経費の一部を助成する。

第2. 助成対象経費

助成対象経費は次のとおりとする。

対象事業の種類	助成対象経費	備考
委員会・検討会・研究会	委員謝金、委員旅費、講師謝金、講師旅費、会場費、会議費、資料作成費	委員謝金・旅費は外部委員に限る。
勉強会・研修会・講演会	講師謝金、講師旅費、会場費、会議費、資料作成費	
講習会、イベント	会場費、会議費、教材費、パンフレット等作成費	

注：1. 委員旅費及び講師旅費は実費とし、日当は含まないものとする。

2. 会議費はお茶代（300円以内）とする。

第3. 助成限度額

- （1）助成対象経費の2分の1に相当する額。ただし、会員傘下の卸売市場数が15社以上の会員にあっては5万円を、同14社以内の会員にあっては3万円を限度とする。
- （2）同一事業年度内の助成措置は同一会員1回とする。
- （3）過年度に実施した会員は対象としない。

第4. 助成金の交付申請等

（1）助成金交付申請書の提出

申請会員は様式第1号により卸売市場調査研究助成金交付申請書（以下、「助成金交付申請書」という。）を作成し全青協に提出するものとする。

(2) 交付決定通知

全青協は(1)の助成金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付すべきと認めるときは、助成金の交付の決定をし、様式第2号により申請会員に通知するものとする。

(3) 事業実績報告書の提出及び助成金額の確定

① 申請会員は事業終了後、速やかに様式第3号により卸売市場調査研究助成事業実績報告書(以下、「事業実績報告書」という。)を全青協に提出するものとする。

② 全青協は①による事業実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し助成すべき額を確定するとともに、助成金を申請会員に交付するものとする。

附 則

この要領は平成23年11月22日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は平成24年8月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。